

平成28年7月10日

県4種第4ブロック登録チーム様
船橋市習志野市サッカー協会第4種登録チーム様

千葉県サッカー協会第4種委員会
第4ブロック審判部 相岡 浩康

「サッカー競技規則改正点の伝達講習会」開催について

登録チームの皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より審判活動へのご理解ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、標記について、千葉県サッカー協会審判委員会より、各種別において伝達講習会を開催する旨の通達があり、第4種委員会においても各ブロック別に伝達講習会を開催することとなりました。

4種委員会船橋市・習志野市の第4ブロックでも下記のように伝達講習会を開催し、チーム帯同審判員に対して競技規則改正点の理解を図りたいと考えています。

つきましては、チーム帯同審判員への開催連絡を速やかに行っていただき、講習会への参加について、よろしく願いいたします。

記

- 1 期日 平成28年7月31日(日)
- 2 時間 午前の部 9時～12時 ...70名程度
午後の部 13時～16時 ...70名程度
各部とも開始10分前より受付を開始します。
- 3 場所 船橋市立小室小学校 視聴覚室
(船橋市小室899) ...乗合による自家用車での参加可。所定の場所に駐車してください。
- 4 対象 ・千葉県サッカー協会第4種委員会第4ブロック(船橋市・習志野市)登録チームの帯同審判
・各チーム2名以上の参加をお願いします。(義務研修とします)
・県4種に登録していない、船橋市か習志野市サッカー協会第4種委員会への登録チームは、義務ではありませんができるだけの参加をお願いいたします。人数は2名程度まで可。
- 5 内容 2016～2017サッカー競技規則改正点の解説
- 6 講師 並木克之氏(日本サッカー協会1級審判インストラクター)
- 7 費用 無料

8 持ち物 2016～2017 サッカー競技規則（ルールブック）、審判ダイアリー（あれば）筆記用具

9 申込み 所属の市サッカー協会第4種審判部長あて、以下までメールにて申込みください。

□船橋市サッカー協会第4種審判部長 近藤敏秀 090-4945-6303

kong-238025@docomo.ne.jp（←数字の前に あり）

□習志野市サッカー協会第4種審判部長 杉山裕児 090-9815-9523

yuuzi380225@docomo.ne.jp（←数字の前に なし）

所属チーム名、チーム連絡先電話番号、参加審判員名、午前か午後の希望を必ず明記して下さい

・なるべく7月24日までに申し込みをいただくと助かります。

10 問合わせ

□所属の市サッカー協会第4種審判部長あてか、第4ブロック審判部 梶岡 090-2648-8156 まで。

・会場となる小室小学校への直接の電話は迷惑となりますので、絶対にしないでください。

以上